障害者差別に関する相談の流れイメージ（案）

資料　3

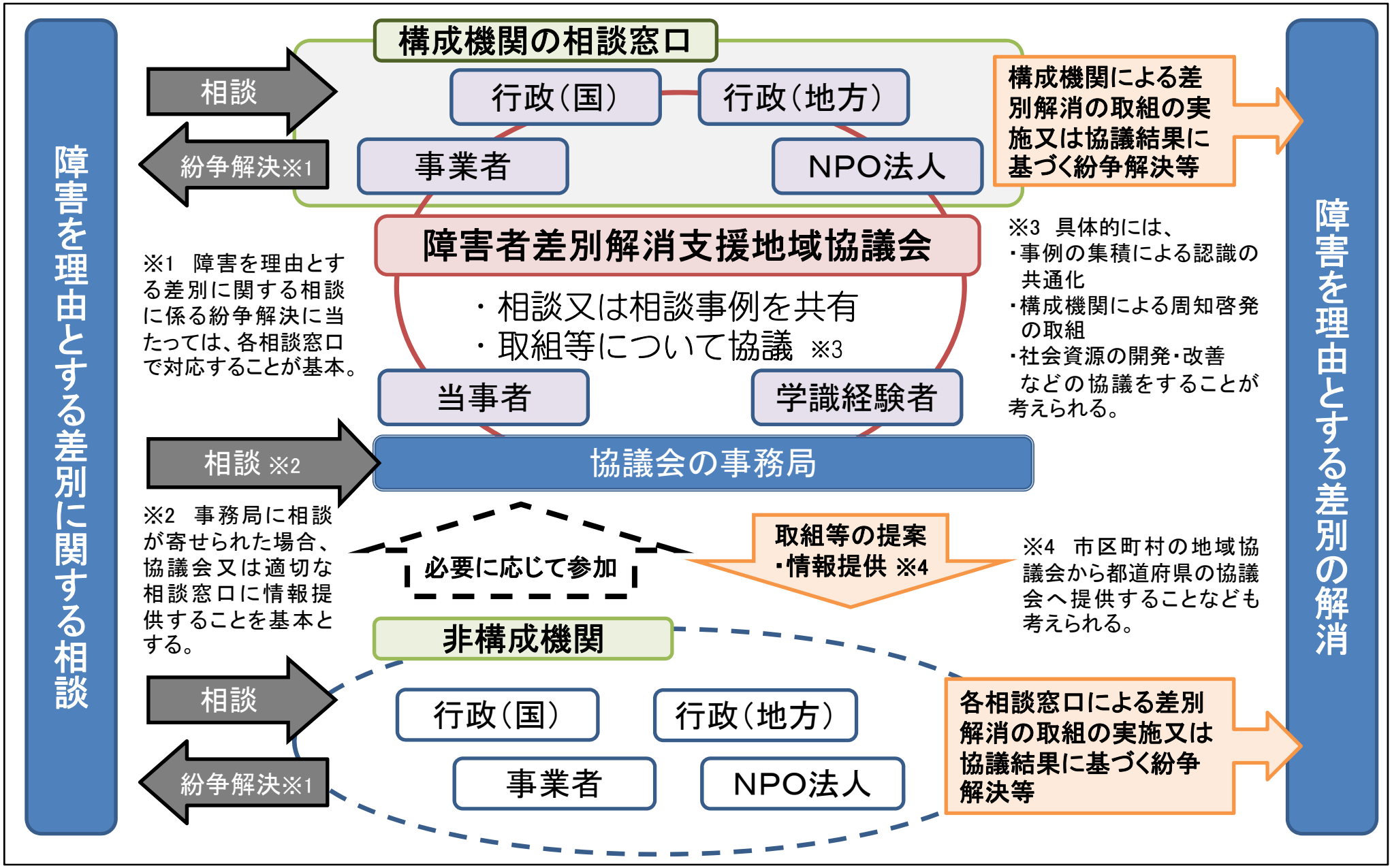

※1　障害を理由とする差別に関する相談に係る紛争解決に当たっては、各相談窓口で対応することが基本。

※2　事務局に相談が寄せられた場合、協議会又は適切な相談窓口に情報提供することを基本とする。

※3　具体的には、
・事例の集積による認識の共通化
・構成機関による周知啓発の取組
・社会資源の開発・改善
などの協議をすることが考えられる。

※4　市区町村の地域協議会から都道府県の協議会へ提供することなども考えられる。